

入札監理小委員会における審議の結果報告 自動車検査用機械器具の保守管理業務内（関東・中部・北陸信越検査部管内）に係る実施要項の変更案について

自動車検査用機械器具の保守管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、関東及び中部検査部管内については平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月まで、北陸信越検査部管内については平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月までを期間として、民間競争入札を実施することとされていた。しかし、入札不調となったことから、再度公告入札を行うため、当該民間競争入札の実施要項の変更案について入札監理小委員会にて審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 入札結果及び再度公告入札実施の経緯

自動車検査用機械器具の保守管理業務の民間競争入札においては、1 者の入札参加があり、2 回の再入札を実施したが予定価格の制限に達する応札ではなかったことから、入札不調となったものである。

後日、入札参加者等にヒアリングを行ったところ、「5 年間という実施期間では近年増加している人件費、工賃等を考慮すると入札額を高く設定せざるを得ない。」との回答だったため、入札額と予定価格の乖離が生じたものである。

2. 再度公告入札に向けた見直しについて

再度公告入札を実施するに当たり、入札参加者が人件費、工賃等の積算にかかる不透明性を排除できるよう実施期間の短縮を行い、再度入札公告を行うこととした。

入札監理小委員会では妥当な変更案であると判断した。

(1) 実施期間の変更

○関東検査部管内

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（5 年）⇒

平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（2 年半）

（資料 6 - 3、P 5）

○中部検査部管内

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（5 年）⇒

平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（2 年半）

（資料 6 - 4、P 5）

○北陸信越検査部管内

平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（2 年）⇒

平成 28 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（1 年半）

（資料 6 - 5、P 5）

(2) その他の変更

事業開始時期が 6 か月遅れることに伴い、平成 28 年度の検査等の事務所数及び質の設定の閉鎖時間の修正を行った。（資料 6 - 3、資料 6 - 4、資料 6 - 5、P 3～5）

以 上